

第25期 第8回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和6年1月30日

伊予市農業委員会

第25期

第8回定例農業委員会総会議事録

令和6年1月30日（火）午後3時から、ウェルピア伊予において第8回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	19名
農地利用最適化推進委員	12名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第31号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件

第32号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

（報告）

第10号 農地法第5条第1項の規定による届出について 1件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第8回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしく願いいたします。

議案第31号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	上唐川	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	下唐川字●●	畑	●●㎡
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	譲受人の希望	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は議案説明書の1ページ1番のとおりとなっております。

譲受人が松山市在住ですが、4ページを開いていただいたらと思うんですけども、今回の申請地は黄色の農地になります。その隣に赤色で色を付けている所が、今回の譲受人●●さんの所有の宅地、赤く色を付けているので分かりにくいんですけども、ここに家も建っております。譲受人の●●さんは、こちらの方に家もお持ちで松山市と二拠点による生活を送っていらっしゃいます。

今回の申請地は南西側の隣接農地よりも2メートルほど低くなっている農地で、ちょっといびつな形をした耕作条件の不利な場所です。担い手への集積・集約が困難な農地で家庭菜園での利用も止むを得ないものと考えられます。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●●委員

●●さんは、この宅地を30年ほど前に買われまして、その時には農地も同時に買われてはおったんですけども、昔の三反規制によって放置しておりました。たまたま会の時に今は変えられますよと話をしたところ、お願いしますということで今回取り計らいました。この土地はこの宅地以外に進入路がないので、他の人は通ることもできないということで、●●さんが購入しました。家の方もリフォームされまして、今では部落の常会等にも出席していただいて、地域に溶け込んでおります。ゆくゆくはこちらの方に住みたいと言われておりますので問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	西予市	●●	さん
譲受人	宮下	●●	さん

申請地 宮下字●● 田 ●●m²
同じく●● 田 ●●m²
合計●●m²

譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は議案説明書の1ページ2番のとおりとなっております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見ををお願いします。

事務局

失礼いたしました。本日、●●委員さんの方がご欠席ですので、事務局の方に意見をお預かりしておりますので、発表させていただきます。

今回の申請地は●●さんが退職後に農業の方をやっていきたいということで引き受けられたようです。特別問題もないということなのでご審議をお願いしますとのことです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	上野	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	上野字●●	田	●●m ²
	同じく●●	田	●●m ²
	合計●●		m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

また、譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

譲受人の●●さんは松山市古川に在住されているんですが、ご実家が●●さんのこの農地のすぐ隣にあります。現在もお母さんが住まわれております。古い話なんですけど、農地改革の前から●●さん方のこの農地で小作をずっとされて米作りをされてこられておりました。この10年ほど前からは農機具が古くなったため、米作りを止めて畑として野菜などを作られていたそうです。この度、長年に渡って小作をしていただき、土地の管理をしていただいたということから、●●さんの方が売買ではなく、●●さんの方に贈与という形で土地をお譲りをしたいという話がまとまったそうです。●●さんは今後、野菜のほか柑橘なんかの栽培をする予定であると聞いております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

(●●委員退席)

事務局

4番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	八倉	●●	さん
申請地	八倉字●●	畑	●●m ²
	同じく●●	畑	●●m ²
	同じく●●	畑	●●m ²
	合計	●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 贈与による所有権移転

また、譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

私から補足説明をさせていただきます。●●さんから●●さんへ贈与という形でございますが、●●さんの果樹園地のちょうど上に●●さんの農地がございまして、現在、放置状態でありまして、蔓性の雑草、あるいは雑木が●●さんの方に伸びてくると。それと境界に石積みがあるわけですが、その石積みが崩れてきて、土砂とか石が流れ込んでくるということで、その石

積み修理をして欲しいということで、●●さんの方に要望を示して、農業委員会を通じて連絡を取っていただいて、●●さんと初めて現地でお会いをしたそうです。それで●●さんが工事業者と一緒に呼んで来てもらっていて、石積みの改修工事費について現場で相談したところ、多額の工事費がいるということで、●●さんとしても高齢で松山に住んでいて、今後、将来に渡って耕作の予定がないということで、農地を贈与ということで貰って欲しいという要望がありまして、当初は●●さんも断っていたようですが、強い要望がありまして、贈与を受けるということになりました。この石積みがあるのは一筆だけなんですけど、地続きの三筆につきましても併せて強い要望があって、一応贈与の承諾を得たということでございまして、●●さんも色々28号とか甘平とかせとかとかたくさん栽培をされておりますので、特に問題はないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長

それでは、番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●●委員

ちょっとすいません。ちょっとお聞きしたいんですが。今までも何件かの贈与という形がありますが、贈与というのはただと言うか、無償いうか、そういう形で行われておるんですか。どういう状態ですか。お聞きをしたらと思ひます。お願ひをいたします。

事務局

贈与というのは無償でございます。土地に対する対価は支払わないと。細かいところでいくと、登記の費用であるとか、そういったものの費用の負担をどちらがするかというところで、まあ請負人がするか、売渡人がするか、の発生はありますけれど、土地に対する対価というのはゼロということになります。

議長

よろしいでしょうか。他に無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願ひします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

(●●委員着席)

議長

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	京都府	●●さん
譲受人	下三谷	株式会社●● 代表取締役 ●●さん
申請地	上吾川字●●	田 ●●m ²
	上吾川字●●	田 ●●m ²
	合計 ●●m ²	
譲受人の耕作面積	●●m ²	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

●●さんは現在、京都に在住しており農地の管理はできない状況がずっと続いておりました。このような時に株式会社●●さんからの農地を売りませんかという広告を受け取りました。ということで●●さんは、この機会にこの2か所の農地を売却することにしました。株式会社●●さんは、現在、梅の栽培をしております。その規模を今後も拡大するために農地を買取りしています。最終的な規模、農地の面積は6町ぐらい欲しいんだと言ってましたね。現在、そのうち4町ほど買取りをしているということで、あと2町ぐらい広告を出して農地を買取りをやっていくと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。
続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	八倉字●●	田	●●m ²
	他●●筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ6番のとおりです。

松下さんは、伊予市では新規の取得になりますが、松山市と砥部町の耕作証明書、これが23,162 m²です。また、確定申告書等で営農実績が確認をできております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

●●さんはですね、前回、前々回とご自分のお持ちの土地、畑、水田をまとめ

て農業を止めるということで売買を探っていたで、今までにお二人の方が畑等を購入しました。最後に残ってた水田だと思うんですけど、この水田は水路を挟んで全て隣接しておりますで、一か所まとめてですね購入できるというのが理由じゃなかろうかと思うんですが、先日、●●さんにですね、お会いしまして色々聞きました。●●さんは元々砥部町の出身でですね農地は砥部、それと自宅は松山市の●●、●●の方では購入した水田等で柑橘のハウス栽培を行っておりますで、私、この書類を見て初めて気付いたんですが、非常に私よりも若いぐらいな元気な方でした。ミカン作りの大先輩のような感じでですね、自信満々な説明をされてですね、今回、購入したとこの使い方ってことになると水田で買っとるから水田また、将来的には水田を止めたなら柑橘というようなことを申されておりました。最適な人を買ってもらったんじゃないかと思うぐらい個人的な意見があるわけなんですけれども、是非ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。
続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	三秋	●●	さん
譲受人	三秋	●●	さん
申請地	三秋字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類

売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ7番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号7について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

失礼します。譲渡人の●●さんはもう高齢で、耕作もしない、出来ないということで、同じく三秋の●●様、この方が借地で管理耕作をしておったわけなんですけど、今回、購入するということがございます。●●さん退職後、柑橘の方の栽培をずっとやっております、この土地なんですけど、何年か前に柑橘を植えておまして、それと●●さんの後継者もおられますので問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人

松山市

●●さん

譲受人

中山町中山

●●さん

申請地 中山町中山●● 畑 ●●m²
同じく ●● 畑 ●●m²
同じく ●● 畑 ●●m²
合計●●m²

譲受人の耕作面積 ●●m²

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ8番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

確認してきた状況を説明します。松山市におられる●●さんと●●さんは家は近くでしたけれど、●●さんの状況が悪くなって松山市に移動されております。それで●●さんの方から●●さんの方に管理をして欲しいということで譲り渡すようになったとのこと。●●さんは旦那さんと二人で住まわれておるし、さらに息子さん夫婦も一緒に住まわれておるので、今後の管理は問題ないのかなと思っております。以上が説明です。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

続いて、番号9につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人	熊本県	●●	さん
	松山市	●●	さん
譲受人	上野	●●	さん
申請地	上野字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ9番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号9について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

譲渡人は県外在住であったり、高齢等で農地の管理が以前から困難な状況で農地の売却をずっと望んでおられましたが、なかなか買い手が現れない状況が続いておりましたが、今回、地元の上野の●●さんが手を挙げてくださり売買が成立しました。●●さんはこの農地に隣接する所に自分の農地がありまして農業効率が上がるということと、●●をされておりました定年退職後5年間再任用で勤めていたんですが、3月末でそれも終わるということで、兼業からこれからは専業で農業に取り組みたいということで、買い手として手を挙げられたそうです。売り手にとっても買い手にとってもWinWinの関係で理想的な売買が成立できたんじゃないかと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号9につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号9について承認いたします。

続いて、番号10につきまして、事務局の説明をお願いします。

(●●委員退席)

事務局

10番

譲渡人	●●
譲受人	下吾川 ●● さん
申請地	下吾川字●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大
権利の種類	公売による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ10番のとおりです。

先月の総会にて公売への参加資格のための適格証明書を許可した案件となっております。入札の結果、落札者となったため改めて許可申請になっております。申請内容は前回と同じですので、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

この件につきましては、農業委員さんであります●●さんの地元ということで農業経営も含めて入札で買われたということでございます。あとは事務局の説明のとおりでございます。

番号10につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号10について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号10について承認いたします。

(●●委員着席)

続いて、番号11につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

11番なんですけれども、こちら地役権という設定でございまして、私もこの申請が出てきたのは初めてでございます。議案説明書の方に地役権とはということで説明の方も載せているんですけれども、地役権とは民法上一定の目的の範囲内で他人の土地を自分の土地のために利用する権利のことになります。今回は農地の一部を通行する権利を取得するために、農地法第3条の許可を受け、法務局にて正式に地役権を登記簿に記載するためのものになります。今回は通行する権利ですが、こういった地役権というものにはですね、代表的なものに中山とかに多いんですけれども、電力会社さんが電気の送電線を土地の上空の方に設置するということを目的とした権利や、あとは住宅からの排水を地下の方に土管とかを埋設するための権利などがこういった地役権というものになってきます。

なお、この地役権の設定については、農地法第3条第2項における許可要件、効率要件ですとか、営農の要件、周りへの影響とか、そういったものは、ここは考慮する必要がなくて、今回の申請が全体としてそのまま農地として使用する内容ですので、権利を設定したとしても、その農地自体に営農に支障を生ずる恐れはないかというところが許可をする要件となってきます。

議案説明書の最後のページ5ページの方をお開きください。左側の正方形に近い土地、ちょっとこれ字が小さいんですけれども●●番。こちらの土地の所有者が●●さんの方になります。この土地に通行するために真ん中よりちょっと下の方に斜めの線が入っているところ、ここが通路や道路になるんですけれども、ここに入っていくための道路の入り口が●●番●の農地、市道●●線っていうそのちょうど接道のところ、ここの部分が狭いので、その一部角を切るような形で●●㎡を通行をさせてもらう権利というのを設定したいという内容になっております

議案書の方の申請理由を訂正させてください。ここの理由は削除です。この申請理由というのがですね、この許可申請には重要なものになるんですけれど

も、申請理由が、以前より申請地及び近隣地への出入りのために●●番●の一部、今回の申請地を通路として利用していましたが、●●番の所有者が変更したことから、その部分に通行地役権を設定し、通路としての利用を継続していくためという形になっております。

事務局の方の説明は以上なんですけれども、本日、担当委員さんが欠席されておりますので併せて説明させていただきます。以前から道路の入り口が狭いために道路から農地にはみ出さなければ車両の出入りができない場所でした。今までは奥の土地の所有者が●●さんの親族だったので通行できていましたが、分譲宅地となるため複数の第三者が通行するので正式な登記が必要となったようです。残った部分で今まで通り営農できますので全く問題はありません。よろしくお願ひしますとのことです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号11につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●●委員

これは、購入せんでもかまんのかな。

事務局

購入ではなくてですね、これに近いかなんですけれども、賃貸借というような貸し借りの場合も、農地として使う場合にも農業委員会の許可を受けた貸し借りであれば登記ということを行うことができます。登記をすることによって第三者に対抗する権利というものが発生するので、今回の分とかでもそうですけれども、今回、●●番●の仮に所有者の●●さんが次の方に代わったとしても、地役権を設定しておくことによって所有者が代わってもずっと通行する権利は残っていくというような形になります。そのための権利となっております。以上です

議長

奥に住宅ができるということで、住宅の人たちも通るということも含めてだと思ひますので。

●●委員

法律上出さないかんようになってしまふんですか。

事務局

法律上出さないといけないというよりもですね。今回で言えば●●さん側の方がこれを出しておかないと、通行出来なくなる可能性があるんですね。なので出しておくことによって、権利を設定しておくことによって、ずっと通行する権利を永続的に持つておくというような形になります。他の手段としましては、この部分だけを分筆をして、購入するという可能性もあるんですけども、そういうことはせずに、あくまで土地の所有自体は代えずに通行する権利だけを設定したいという内容です。

●●委員

持った人は使わせてあげますよという形やけれども税金はそのまま払うんですか。●●番●の人は。

事務局

固定資産税とか所有者に係る義務は変わりません。そこを含めての地役権を利用料とか使用料とか、そういったものを払うといった契約がされておけば、そちらで支払うというような形になります。

議長

今、説明があったような内容ですけど皆さん、お分かりになりましたでしょうか。こういう事例があんまり無いっていうか、今まである普通の農地売買とかと違いますんで、そこら辺りが出てくればなんでしょうけど。

●●委員

相場というか買うという単価と地役権を設定する単価とどんなものか分からん。

事務局

それについては、この資料に書いてなかったの。

議長

他にないでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号11について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします

す。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号11について承認いたします。

議案第32号

農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は3ページ、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。譲渡人は、四国中央市 ●●さん。譲受人は、四国中央市 ●●さん、●●さん。土地所在地は、上吾川字●●他●●筆、田●●m²。転用目的は分家住宅、転用面積は同じく●●m²です。

今回の転用に至る理由でございますが、譲受人は夫婦であり、また夫婦とも●●であります。夫婦と子供1人で四国中央市に居住していますが、子供の成長に伴い賃貸住宅が手狭になり、生活基盤を整えるため住居を必要としており、妻の実家近くの妻所有の土地を借りて、住宅を建築するために申請地を転用すべく本申請に至ったものです。申請地は、上吾川に位置する市街化調整区域であるものの、住宅・事業所等が連たんする区域にある第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

今の事務局さんからの説明と重複する所が多いんですが、●●さんは現在、ご夫婦で教員をされ四国中央市に在住されております。ご夫婦には子供さんがお一人おられます。今後の生活を考えると今の住居では手狭ということで、お母さんの地元に住居を構えたいということです。私事ではありますが、このお母さんのお家の距離は100メートル以下の所にありまして、地元の人口が増えるということで大変大歓迎をしております。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

報告第10号

農地法第5条第1項の規定による届出について、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

譲渡人は、大洲市●●、●●さん、譲受人は、松山市●●、株式会社●●。土地所在地は、下吾川字●●、他●●筆の合計●●m²。転用目的は分譲宅地で、転用面積は同じく●●m²、所有権移転によるものです。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。報告第10号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は2月28日（水曜日）午後1時30分から伊予市役所での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第8回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後3時55分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
